

組合員の皆様

2018年11月26日

2018年11月4日以降のイランとの取引について

本クラブは、[2018年5月31日付け回覧](#)において、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国、欧州連合（EU）、イランが締結した包括的共同作業計画（JCPOA）から米国が離脱を決定したことによる船主や保険会社への影響について、概要をご説明しました。

米国は、2018年11月4日に2度目で最終となる制裁の適用猶予期間が終了したのを受け、JCPOAの下で解除または適用除外されていた対イラン制裁を再開しました。米国は、再開された二次的制裁に米国人以外のすべての外国人が従うことを期待する旨を明らかにしています。この点について、現在、米国とEUは異なる姿勢を見せており、EUは、特に欧州理事会規則（EC）No 2271/96（「ブロッキング規則」）の付属書を改正することにより、JCPOAが定める制裁緩和を維持しようとしています（詳細は[2018年8月9日付け回覧](#)をご覧ください）。

中国、インド、イタリア、ギリシャ、日本、韓国、台湾、トルコについては、米国がイラン産原油の限定的な輸入継続を認め、この8カ国を適用除外としているか、または除外予定であることが報告されています。この適用除外は、他の物品は対象になりません。大幅削減により輸入継続を認める例外措置（Significant Reduction Exemptions：SREs）に関しては、その説明の一部が米国財務省外国資産管理室（OFAC）規制に関するFAQ 642に掲載されています。さらに、米国政府はSREを受けた国に対し、イラン原油の輸入はNational Iranian Tanker Company（NITC）もしくはIslamic Republic of Iran Shipping Lines（IRISL）の船舶、またはSREを受けた国で登録されている船舶で、SREを受けた政府が発行する政府保証の下で保険が付保されている船舶でのみ行うよう求めています。

猶予期間終了後も、イランとの限定的な取引（一部の農産品、日用品、食品の運送など。OFAC規制に関するFAQ 637ご参照）は、米国人以外の外国人であれば、米国の二次的制裁に違反する

The Standard Club UK Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No.17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority FRN 202805

Managers' London agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No.02561548
Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority FRN 785106

Registered address: The Minster Building, 21 Mincing Lane, London, EC3R 7AG
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



という重大なリスクを冒すことなく行える可能性があります。しかし、米国の制裁に違反しないと思われる取引であっても、現実的には、国際グループ加盟クラブが支払をしたり、受けたり、担保を提供したり、通常通りクレームに対応することができる可能性は極めて低いということにご留意いただきたいと思います。

クラブがイランと関連のあるクレームをてん補する場合、再保険の著しい不足が生じる可能性があります。2018/19 保険年度については、事故で生じた責任のうち、最初の 1,000 万ドルまでは国際グループ加盟クラブが各自負担し、1,000 万ドル超 1 億ドル以下は、国際グループ加盟 全 13 クラブ（「プール」）で分担します。この 13 クラブのいずれかが、制裁措置を適用されたことにより、プール・クレームの分担拠出を禁止された場合には、当該クラブのルールに従って、個々の組合員がその不足分を負担することになります。

1 億ドルを超える責任については、国際グループの超過再保険（GXL）プログラムの対象範囲となります。GXL プログラムの対象となるクレームに関して、承認済みの証明書または保証書によりクラブに直接責任のない責任（いわゆる non-certificated liabilities）について生じる制裁関連の不足金は、国際グループ加盟クラブに自動的に再プールされるものではなく、クラブの適用ルールに従って、組合員が負担することになります。この点に関して、米国内に所在する保険会社・再保険会社の海外関連会社および子会社に適用される一般許可 H（General License H）の撤廃により、少数ながらも無視できない数の再保険会社が、イランと関連のあるクレームに拠出する際に当該許可を頼れなくなるということにご留意いただくことが重要です。

組合員の皆様には、大半の国際グループ加盟クラブのルールに、違法、不適切または無分別な取引から生じるクレームに対するてん補を除外する規定があることにもご留意いただきたいと思います。制裁対象となるリスクがない取引であったとしても、上記のすべての要素から、該当するクラブがその取引を無分別・不適切と見なす状況が起きる可能性もあります。

組合員の皆様には、イランとの取引をされるのであれば、十分ご注意くださいとともに、契約締結前には適切に相当な注意を尽くし、こうした取引で保険を提供し、組合員をサポートする際に保険者が直面する問題を認識していただくようお願いいたします。イランとの関連性が薄い金銭取引であっても、銀行が扱えない、または扱うのを嫌うという事情を考えると、イランとの取引に関連した支払の授受など、保険者が遭遇する実際の問題は、組合員の皆様も直面する可能性があります。



国際グループ内のすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Jeremy Grose', located below the introductory text.

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)